

小美玉市障がい者計画・第7期小美玉市障がい福祉計画・第3期小美玉市障がい児福祉計画（案）【概要版】

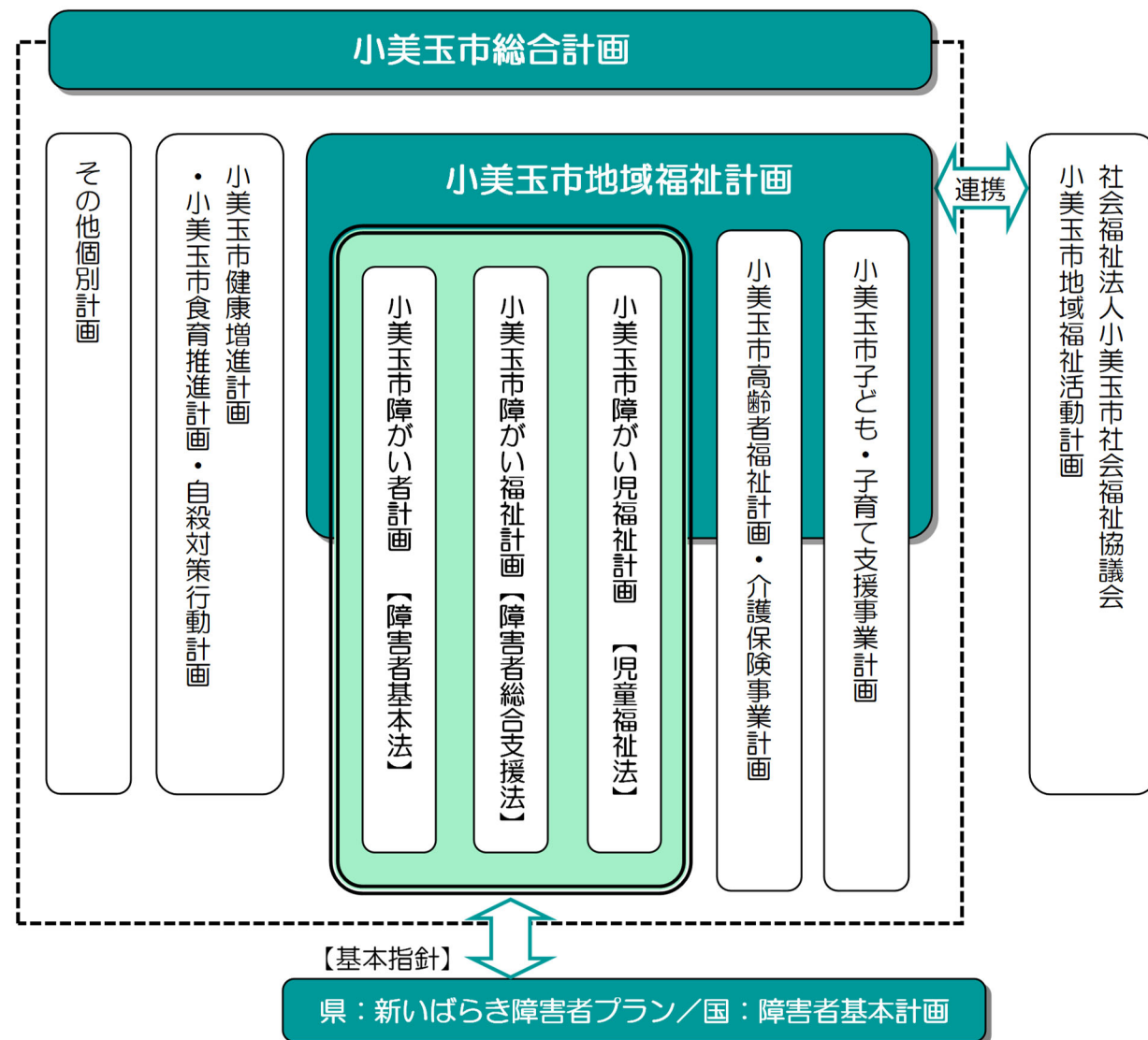
■ 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」と自らの意思によりあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とし、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

「ノーマライゼーション」と「完全参加」

■ 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「小美玉市総合計画」と整合・調和した計画です。
 また、福祉部門の上位計画として「小美玉市地域福祉計画」を位置付け、高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び子ども・子育て支援事業計画をはじめとする、関連計画との整合を図り策定しました。
 さらに、策定にあたっては、国の「障害者基本計画」の動向を踏まえるとともに、県の「新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画）」とも整合を図り作成しました。



■ 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障がい者計画	第5次			第6次			第7次		
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

■ 基本目標

基本目標1 理解とふれあいをめざして

障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の理念の普及を図るとともに、全ての市民が障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる力を身に付けられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進するとともに、市民によるボランティア活動や合理的配慮等の実践を促進します。

基本目標2 個性と可能性を伸ばす教育をめざして

地域における療育支援体制の充実を図るとともに、障がいのある児童一人ひとりの個に応じた適切で多様な学びの場の提供や、切れ目のない支援が行える環境の整備を図ります。

基本目標3 自立と社会参加の促進をめざして

一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図ります。
 また、障がいのある人が身近な地域で、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動、余暇活動等に参加できるよう、活動内容の周知・啓発を行うとともに、意思疎通支援や外出支援等の充実を推進し、社会参加の促進を図ります。

基本目標4 地域における生活支援の充実をめざして

障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障がい者一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、関係機関が相互に連携し相談支援、福祉サービスの提供体制の充実を図り、福祉人材の育成・確保・定着を図ります。

基本目標5 保健・医療の充実をめざして

全ての市民の障がいの発生予防と早期発見・対応に取り組むとともに、障がいの程度や種類に応じて適切な保健・医療サービスの提供を図ります。

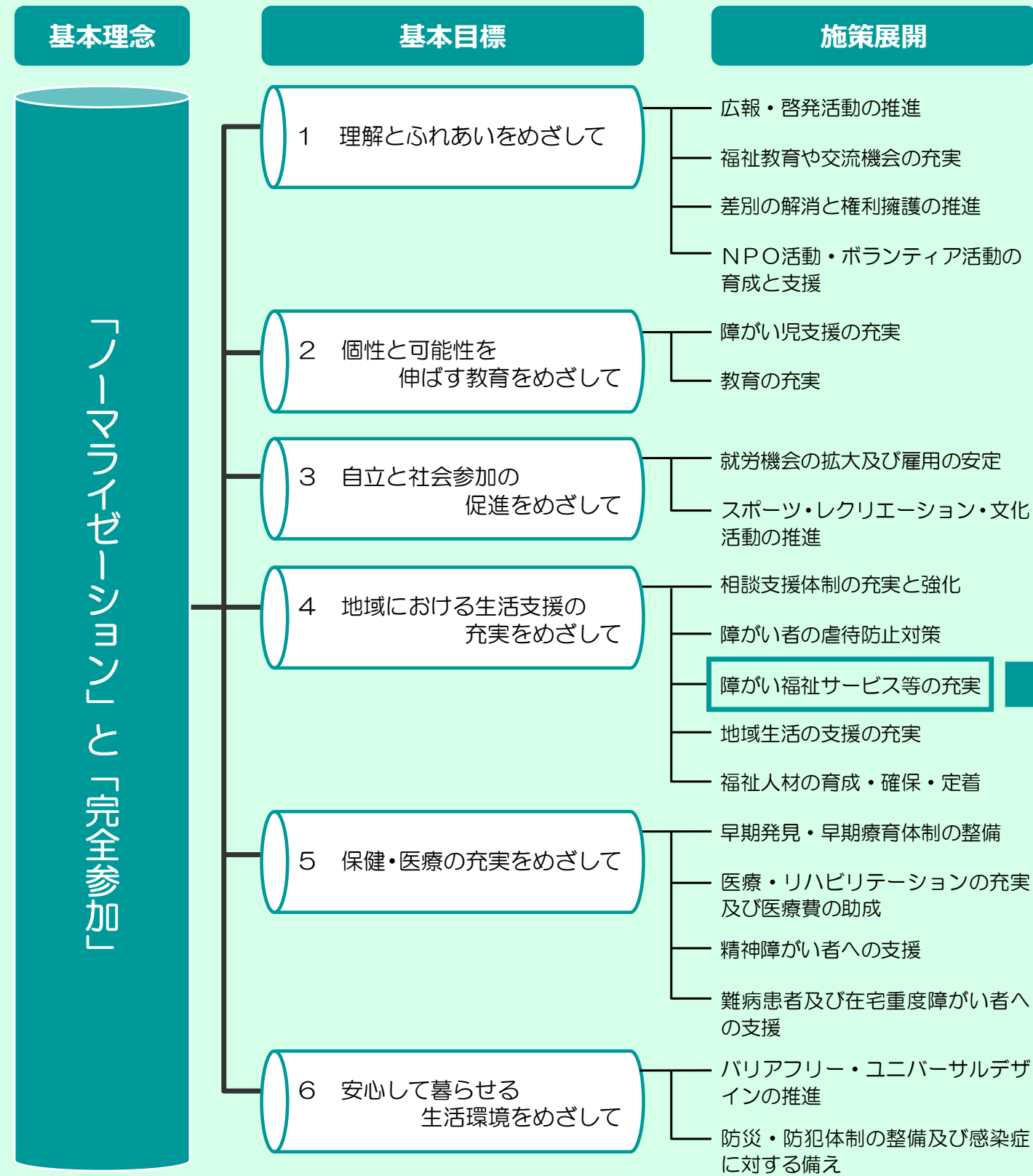
基本目標6 安心して暮らせる生活環境をめざして

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報アクセシビリティの向上、居住支援を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策及び感染症対策の充実に取り組みます。

小美玉市障がい者計画・第7期小美玉市障がい福祉計画・第3期小美玉市障がい児福祉計画（案）【概要版】

■ 施策の体系

小美玉市障がい者計画（障害者基本法による）



小美玉市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 【障害者総合支援法・児童福祉法等によるサービス】

